

マイナンバー『個人番号カード』Q&A

Q通知カードを受け取れませんでした…

郵便局から受け取ることができなかった通知カードは市役所に戻り、市民課で3カ月程度保管されます。保管期間を過ぎると廃棄されるので、その後に取りに来た場合には、再交付となり有料になりますのでご注意ください。通知カードを市民課で受け取る際には身分証明書が必要となります。（運転免許証やパスポートなどの顔写真付きのものは1つ。顔写真のないものについては、各種医療保険証や介護保険証、年金手帳、預金通帳などのうち2つ。詳しくは市民課へお問い合わせください。）

Q通知カードを受け取ったけれど、どうしたらいいですか？

個人番号カードの取得を希望する方は申請をすることができます。取得を希望しない方は、お届けした通知カードを大切に保管してください。



個人番号カードは、マイナンバー（個人番号）のほかに、氏名、住所、生年月日、性別、顔写真などが記載されたプラスチック製のカードだよ。

個人番号カード（おもて）



（うら）



Q個人番号カードを取得すると何かいいことがありますか？

次のような利点があります。

- ・本人確認の際の公的身分証明書として使用することができます。
- ・平成29年1月開始予定のマイナポータル（マイナンバーを含む自分の情報を、いつ・誰が・なぜ提供したのか確認できるサイト）を利用することができます。

	通知カード	個人番号カード
交付手数料	・無料（再発行は500円）	・初回申込時は無料（再発行は1,000円）
有効期間	・有効期間なし	・20歳以上は発行日から10回目の誕生日まで ・20歳未満は5回目の誕生日まで （電子証明書は5回目の誕生日まで）
利便性	・自分の個人番号の証明 ※身分証明書としての使用はできません	・身分証明や個人番号の証明 ・e-Taxなどの各種行政手続のオンライン申請

Q個人番号カードを申請したいのですが…

①通知カードが入っている封筒に同封されている『個人番号カード交付申請書』に、顔写真（自分で用意）を貼付し、電話番号、氏名などを記入、押印してください。

※『個人番号カード交付申請書』は紛失しても、市民課で再発行できます。

②返信用封筒に入れて郵便ポストへ投函しましょう（スマートフォンやパソコンからオンラインで申請することもできます。）

個人番号カードの交付は、平成28年1月以降となります。交付の用意ができましたら市役所からはがきでお知らせします。詳しくは、同封されている説明パンフレットでご確認ください。

Q今、持っている『住民基本台帳カード』はどうなりますか？

現在『住民基本台帳カード』をお持ちのかたは、有効期限までご使用になれます。

『住民基本台帳カード』と『個人番号カード』の重複所持はできませんので、個人番号カードを交付する際には、『住民基本台帳カード』と引き換えになります。



マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178

午前9時30分～午後10時（土日・祝日は午後5時30分まで）※12月29日～1月3日は対応していません。

マイナンバー制度の詳細はホームページでもご覧になれます。

政府広報

検索

市役所への問い合わせは カードについて 市民課住民記録係 ☎⑤16755
制度について 総務課行政総務係 ☎⑤16719